

平成 20 年 6 月 30 日

財団法人財務会計基準機構・企業会計基準委員会の公表した「『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その２）」の取扱いについて

財団法人財務会計基準機構・企業会計基準委員会から平成19年5月15日付で公表された「『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その２）」については、下記のように取り扱うこととする。

#### 記

「『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その２）」は、金融商品取引法の規定の適用に当たっては、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」として取り扱うものとし、平成19年4月1日以後に開始する事業年度及び連結会計年度（以下「事業年度等」という。）に係る財務諸表及び連結財務諸表（以下「財務諸表等」という。）から適用することとする。

ただし、平成19年3月31日以前に開始する事業年度等に係る財務諸表等から適用することができることとする。

なお、「退職給付に係る会計基準」（企業会計審議会平成10年6月16日公表）については、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その２）」による改正部分を当てはめて適用することとなることに留意する。